

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、建物附属設備、構築物、車輛運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法によっている。

② リース資産

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

公益財団法人神奈川県福利協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福利協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

当法人では、社会福祉事業のみの法人のため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分(社会福祉事業)

「法人本部」

イ 星の子保育園拠点区分(社会福祉事業)

「星の子保育園」

ウ 星の子第2保育園拠点区分(社会福祉事業)

「星の子第2保育園」

エ 星の子第3保育園拠点区分(社会福祉事業)

「星の子第3保育園」

オ 星の子石垣保育園拠点区分(社会福祉事業)

「星の子石垣保育園」

カ 星の子白根保育園拠点区分(社会福祉事業)

「星の子白根保育園」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	23,452,788	0	0	23,452,788
建物	225,214,582	0	6,668,424	218,546,158
合計	248,667,370	0	6,668,424	241,998,946

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建物（基本財産）	（相原2-10-19）	103,009,997 円
定期預金	（星の子保育園拠点）	4,500,000 円
定期預金	（星の子保育園拠点）	7,500,000 円
定期預金	（星の子保育園拠点）	5,000,000 円
定期預金	（星の子保育園拠点）	6,000,000 円

計 126,009,997 円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	（星の子第3保育園拠点）	52,245,000 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	（星の子保育園拠点）	20,341,903 円

計 72,586,903 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	319,805,216	101,259,058	218,546,158
土地	23,452,788	0	23,452,788
小計	343,258,004	101,259,058	241,998,946
その他の固定資産			
建物	202,831,726	128,858,105	73,973,621
構築物	59,893,556	38,196,556	21,697,000
車輛運搬具	649,326	577,733	71,593
器具及び備品	59,853,090	50,489,059	9,364,031
有形リース資産	42,696,108	26,018,808	16,677,300
権利	1,980,100	1,408,470	571,630
小計	367,903,906	245,548,731	122,355,175
合計	711,161,910	346,807,789	364,354,121

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針
 - (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分
当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人本部拠点(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。
 - (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（星の子保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、建物附属設備、構築物、車輛運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法によっている。

② リース資産

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

公益財団法人神奈川県福祉協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福祉協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 拠点作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当拠点において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 星の子保育園拠点（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	23,452,788			23,452,788
建物	96,350,039	0	3,305,610	93,044,429
合計	0	0	3,305,610	116,497,217

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

定期預金（星の子保育園拠点）	4,500,000 円
定期預金（星の子保育園拠点）	7,500,000 円
定期預金（星の子保育園拠点）	5,000,000 円
定期預金（星の子保育園拠点）	6,000,000 円
計	23,000,000 円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）（星の子保育園拠点）	20,341,903 円
計	20,341,903 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	166,950,000	73,905,571	93,044,429
土地	23,452,788	0	23,452,788
小計	190,402,788	73,905,571	116,497,217
その他の固定資産			
建物	94,834,028	69,278,305	25,555,723
構築物	26,256,720	20,742,010	5,514,710
器具及び備品	21,504,709	18,374,956	3,129,753
有形リース資産	31,591,980	18,170,880	13,421,100
権利	488,900	488,900	0
小計	174,676,337	127,055,051	47,621,286
合計	365,079,125	200,960,622	164,118,503

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（星の子第2保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 建物、建物附属設備、構築物、車輛運搬具、器具及び備品
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法によっている。
- ② リース資産
1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (2) 引当金の計上基準
① 退職給付引当金
公益財団法人神奈川県福祉協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福祉協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類等と、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 星の子第2保育園拠点（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））は省略している。
(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	12,590,138	10,382,253	2,207,885
構築物	6,592,362	5,443,826	1,148,536
器具及び備品	14,680,773	13,652,512	1,028,261
有形リース資産	11,104,128	7,847,928	3,256,200
小計	44,967,401	37,326,519	7,640,882
合計	44,967,401	37,326,519	7,640,882

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（星の子第3保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、建物附属設備、構築物、車輛運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法によっている。

② リース資産

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

公益財団法人神奈川県福利協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福利協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 拠点が計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 星の子第3保育園拠点（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	105,855,219	0	2,845,222	103,009,997
合計	105,855,219	0	2,845,222	103,009,997

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである

建物（基本財産）	（相原2-10-19）	103,009,997 円
計		103,009,997 円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	（星の子第3保育園拠点）	52,245,000 円
計		52,245,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	129,328,300	26,318,303	103,009,997
小計	129,328,300	26,318,303	103,009,997
その他の固定資産			
建物	76,723,933	44,373,759	32,350,174
構築物	21,545,574	11,735,775	9,809,799
車輛運搬具	216,836	216,834	2
器具及び備品	18,411,680	16,572,732	1,838,948
権利	1,491,200	919,570	571,630
小計	118,389,223	73,818,670	44,570,553
合計	247,717,523	100,136,973	147,580,550

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（星の子石垣保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福利協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人本部拠点(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	13,414,847	4,299,078	9,115,769
車輛運搬具	314,000	313,998	2
器具及び備品	746,550	517,603	228,947
小計	14,475,397	5,130,679	9,344,718
合計	14,475,397	5,130,679	9,344,718

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（星の子白根保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福利協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	23,009,324	0	517,592	22,491,732
合計	23,009,324	0	517,592	22,491,732

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	23,526,916	1,035,184	22,491,732
小計	23,526,916	1,035,184	22,491,732
その他の固定資産			
建物	5,268,780	524,710	4,744,070
構築物	5,498,900	274,945	5,223,955
車両及び運搬具	118,490	46,901	71,589
器具及び備品	4,509,378	1,371,256	3,138,122
小計	15,395,548	2,217,812	13,177,736
合計	38,922,464	3,252,996	35,669,468

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし